

## あいち健康マイレージ事業実施要綱

### (趣旨)

第1 健康長寿あいちの実現(健康寿命の延伸と健康格差の縮小)を図るためには、日頃の生活習慣の改善を通して疾病の発症予防に努めるとともに、各種健康診査の受診や適切な治療の継続等により重症化予防を図る必要がある。今後ますます高齢化が進展するなか、健康づくりは個人の取組だけでなく、行政・企業・県民等が連携し、社会全体で個人の健康を支え、守るための環境づくりが重要であることから、県民の主体的な健康づくりを支える新たな制度を導入し、県民が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組めるよう環境の整備を図る。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち健康マイレージ事業 県民が運動・食事などの日頃の生活習慣改善に向けた取組を実施したり、各種健康診査の受診、地域活動への参加など、市町村が決定した健康づくりメニューに取り組むことでマイレージ(ポイント)が獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には県内の協力店で使用できる「優待カード」が交付される事業をいう(以下、「本事業」という)。
- (2) 県 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課をいう。
- (3) 県保健所 瀬戸保健所、春日井保健所、江南保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、知多保健所、衣浦東部保健所、西尾保健所、新城保健所、豊川保健所をいう。
- (4) 実施市町村 本事業を県と協働実施する市、町又は村をいう。
- (5) 管轄区域 県及び県保健所の管轄区域は別表1に定めるところによる。
- (6) 優待カード 県または実施市町村が決定する健康づくりメニューに取り組み、一定以上のマイレージ獲得者に対して交付する紙又は電子媒体のカードをいう。なお、優待カードの有効期限は、交付日から1年間とする。
- (7) アプリ 県が運用するスマートフォン用アプリケーションソフトウェア及び市町村が本要綱に基づき独自に運用するスマートフォン用アプリケーションソフトウェアをいう。
- (8) 協力店 本事業に協賛し、優待カードの提示者に特典(サービス)を提供する県内の店舗及び施設をいう。
- (9) 協力店ステッカー 協力店が掲示する「協力店認定ステッカー」をいう。
- (10) チャレンジシート マイレージ(ポイント)を獲得することができる実施市町村ごとの健康づくりの取組メニューが記載されたものをいう。

### (実施主体)

第3 本事業は、愛知県及び実施市町村が協働して行うものとする。

### (事業の実施範囲)

第4 本事業の実施範囲は、愛知県内とする。

(事業の対象者)

第5 本事業の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 実施市町村が定める対象者。
- (2) 県内に本社（本部）又は事業所を置く企業及び団体（以下、「企業等」という。）のうち、本事業に参加する企業等に所属する従業員及びその者と同一世帯に属する者（以下、「従業員等」という。）。

(企業等の参加方法)

第6 本事業への参加を希望する企業等は、アプリの専用WEBページから県に参加を申し込むものとする。

(事業内容)

第7 県は、本事業の趣旨を県民、市町村及び企業又は店舗等に周知し、本事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 優待カード及び協力店ステッカーを作成すること。
- (2) 県内の企業、店舗等に対し、本事業への協力を依頼すること。
- (3) 県内の企業、店舗等からの協力店の申込・届出受付事務に関すること。
- (4) アプリの管理・運営に関すること。
- (5) 企業等に対し、本事業への参加を依頼すること。
- (6) 企業等からの参加申込等受付事務に関すること。
- (7) 本事業についての情報提供に関すること。
- (8) 本事業全般の運営及びその見直しに関すること。
- (9) その他本事業を推進するために必要なこと。

2 県保健所は、本事業の趣旨を管轄区域の県民、市町村、企業又は店舗等に周知し、本事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 管轄区域の企業、店舗等に対し、本事業への協力を依頼すること。
- (2) 管轄区域の企業、店舗等からの協力店の申込・届出受付事務に関すること。
- (3) 本事業についての情報提供に関すること。
- (4) 管轄区域の市町村との調整事務に関すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要なこと。

3 実施市町村は、本事業の趣旨を当該市町村内の住民、企業又は店舗等に周知し、本事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 当該市町村におけるマイレージ事業実施計画を作成し、計画に基づき事業を実施すること。
- (2) 実施計画に基づいたチャレンジシートを作成すること。
- (3) アプリを活用する市町村においては、アプリ上での健康づくりの取組メニュー等の設定に関すること。
- (4) 当該市町村の企業、店舗等に対し、本事業への協力を依頼すること。
- (5) 優待カードを交付すること。なお、交付する際には、優待カード裏面の所定の位置に発行日から1年後の日付及び氏名を記載すること。

- (6) 当該市町村内の協力店の名称及び特典（サービス）等について、周知に努めること。
- (7) その他本事業を推進するために必要なこと。

(優待カードの使用等)

- 第8 実施市町村は、紙媒体の優待カードの交付を受けた者に対し、優待カードの使用に当たり、次に掲げることに留意するよう周知するものとする。
- (1) 優待カードを協力店に提示することにより特典（サービス）を受けることができる者は、優待カード裏面に記載された氏名の者のみであること。
  - (2) 優待カードを協力店に提示することにより特典（サービス）を受けることができる期間は、優待カード裏面に記載された有効期限までであること。
  - (3) 優待カードは、他人に貸与、譲渡してはならないこと。
  - (4) 協力店は、優待カードの提示者に対して、当該カードを使用できる者であることを証する資料（身分証等）の提示を求めることがあること。
  - (5) 優待カードの不正使用が認められた場合、県、県保健所及び実施市町村は優待カードを不正使用した者に対して、その返却を求めることがあること。
- 2 実施市町村は、独自に運用するアプリ上で優待カードを交付及び表示させる場合、次に掲げることを行うものとする。
- (1) 県の定めるデザインを表示させること。
  - (2) スクリーンショットを提示する等の不正に対する防止策を講じること。
  - (3) 電子媒体の優待カードの交付を受けた者に対し、前項各号で掲げることと同等の内容を周知すること。

(協力店の手続き等)

- 第9 協力店に関する申込書及び届出書は、原則、企業及び店舗等の所在地を管轄する県保健所に提出するものとする（名古屋市に所在する企業及び店舗等については、県に提出するものとする）。なお、企業及び店舗等が、チェーンストア等（日本チェーンストア協会に加盟する企業、若しくは、それに準ずると認められる企業等）であり、複数の店舗等に係る申込または届出をする場合において、県保健所の管轄区域をまたぐときは、県に提出するものとする。
- 2 協力店の業態については、健康増進のイメージを阻害する業態を除く。
  - 3 協力店のサービス内容については、次に掲げるいずれにも該当しないものとする。こと。
    - (1) 景品表示法等の法令や条例に違反するもの。
    - (2) 保険診療に該当するもの。
    - (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の法的な資格制度のある医業類似行為に該当するもの。
    - (4) その他不適切であると認められるもの。
  - 4 協力店への新規申込をしようとするときは、「あいち健康マイレージ協力店申込書」（様式1-1）を県又は県保健所に提出するものとする。
  - 5 県又は県保健所は、前項の申込を受けたときは、速やかに内容を確認後、「協力店認定通知」（様式1-2）及び協力店ステッカーを送付するものとする。

- 6 協力店の内容を変更しようとするとき又は協力店の認定を解除しようとするときは、1か月前までに、「あいち健康マイレージ協力店認定内容変更届出書」(様式2-1)又は「あいち健康マイレージ協力店認定解除届」(様式3-1)を県又は県保健所に提出するものとする。
- 7 県又は県保健所は、前項の届出を受けたときは、速やかに内容を確認後、「協力店認定内容変更届受理通知」(様式2-2)又は「協力店認定解除届受理通知」(様式3-2)を送付するものとする。
- 8 協力店は、協力店ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
  - (1) 提供する特典(サービス)の内容を協力店ステッカーの所定の位置に記載し、優待カードの利用者が見やすい位置に掲示すること。
  - (2) 特典(サービス)の内容を変更するときは、変更日以降、速やかに協力店ステッカーの記載内容を変更すること。
  - (3) 協力店の認定を解除するときは、解除日以降、協力店ステッカーを掲示してはならないこと。
- 9 県及び県保健所は、「あいち健康マイレージ協力店認定内容変更届出書」の提出の有無にかかわらず、協力店の認定内容が事実と相違することが明らかである場合については、事実に基づき当該協力店の認定内容を変更することができるものとする。
- 10 県及び県保健所は、「あいち健康マイレージ協力店認定解除届」の提出の有無にかかわらず、協力店がすでに存在しない等、協力店の要件を欠くことが明らかな場合については、当該協力店の認定を解除することができるものとする。

(電子情報処理組織による協力店の手続き)

- 第10 第9の規定による協力店の手続きは、第4項及び第6項に規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と手続きをする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われる手続きは、様式1-1、様式2-1及び様式3-1に記載すべきこととされている事項を、明らかにしなければならない。
  - 3 第1項の規定により行われた手続きは、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に手続きが行われたものとみなす。

(実施計画及び報告)

- 第11 県保健所は、第9第4項の申込又は第6項の届出を受けたときは、「あいち健康マイレージ協力店認定等報告書」(様式4)を作成し、別表2に定める期日までに、県に報告するものとする。
- 2 実施市町村は、「あいち健康マイレージ事業【実施計画書】」(様式5)を作成し、事業開始の1ヶ月前までに県保健所を経由して県に提出するものとする(名古屋市については直接県に提出するものとする)。また、継続して事業を実施する市町村についても、毎年度の4月30日までに提出するものとする。
  - 3 実施市町村は、「あいち健康マイレージ事業【実施状況報告書】」(様式6-1、ただしア

プリでの交付分については様式6-2)を作成し、別表3に定める期日までに県保健所を經由して、県に報告するものとする(名古屋市については直接県に報告するものとする)。

(優待カードの送付)

- 第12 実施市町村が、県から優待カードの送付を希望する場合は、「あいち健康マイレージ事業における『優待カード』の送付について」(様式7)を作成し、県に提出するものとする。
- 2 県は、前項の届出を受けたときは、速やかに内容を確認後、優待カードを送付するものとする。

(デザインの使用)

第13 優待カード及び協力店ステッカーのデザイン(以下、「デザイン」という。)は別表4に定めるものとする。デザインは、次に掲げる場合を除いては使用することができない。なお、いずれの場合もデザインを改変してはならない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 協力店を営む者及びその属する団体等が協力店ステッカーの交付を受けた協力店に関する広告等で表示する場合。ただし、次に掲げるものについては使用を認めない。
- ア デザインを商品化することを目的とするもの。
  - イ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
  - ウ 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの。
  - エ その他、不適切と認められるもの。
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 (5) 関係)

## 県保健所の管轄区域

県保健所等	医療圏	管轄区域 (市町村)
県 (健康対策課)	—	名古屋市
瀬戸保健所	尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
春日井保健所	尾張北部	春日井市、小牧市
江南保健所		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	尾張西部	一宮市、稲沢市
	名古屋尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	知多半島	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	西三河北部	みよし市、豊田市
	西三河南部西	碧南市、刈谷市、高浜市、安城市、知立市
西尾保健所		西尾市
新城保健所	東三河南部東	幸田町、岡崎市
		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	東三河南部	豊川市、蒲郡市、田原市、豊橋市

別表 2 (第 1 1 の 1 関係)

「あいち健康マイレージ協力店認定等報告書」(様式 4) 報告期日

県保健所が認定等を行った期間	県への報告期限
前月の 16 日から前月の月末まで	当月の 5 日まで
当月の 1 日から当月の 15 日まで	当月の 20 日まで

(※当日が休日の場合はその直後の平日までに報告するものとする)

別表3（第11の3関係）

「あいち健康マイレージ事業【実施状況報告書】」（様式6）報告期日

優待カードを交付した期間	県保健所への報告期日	県への報告期日
4月1日から9月30日まで	10月10日まで	10月15日まで
10月1日から3月31日まで	4月10日まで	4月15日まで

（※当日が休日の場合はその直後の平日までに報告するものとする）

別表4（第13関係）

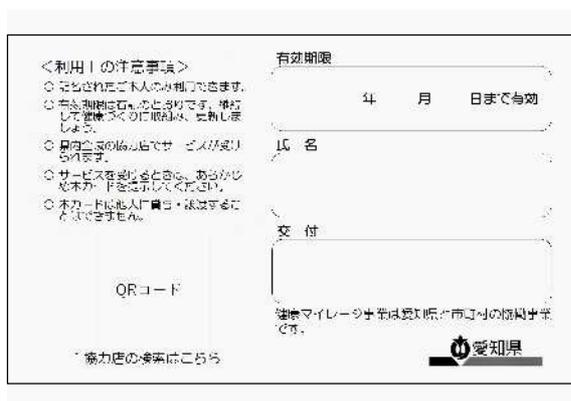
優待カード及び協力店ステッカーの様式

1 優待カード

（表面）



（裏面）



## 2 協力店ステッカー



## あいち健康マイレージ協力店申込書

申込日： 令和 年 月 日

様

申込者

住所	〒	—
企業(店舗)名等		
役職・担当者		
電話番号		
メールアドレス		

下記のとおり、あいち健康マイレージ協力店として申し込みます。

記

* 店舗(施設)名 及び所在地等  ※御協力いただける店舗等が 複数ある場合は、 別紙「協力店申込一覧表」 に記載してください。	名称			
	所在地	〒	—	
	電話		FAX	
	メールアドレス	@		
* 種別(業種)  ※最もふさわしい番号1つを選択 してください。	1. 飲食(日本料理・中国料理・寿司・喫茶・ファーストフードなど)	5. 旅行(ホテル・旅館など)		
	2. 買物(スーパー・薬局・スポーツ用品など)	6. 学習(料理教室・ダンス教室など)		
	3. スポーツ、レジャー(ジム・プール・ボウリング・美術館など)	7. その他		
	4. 生活関連サービス(理美容・公衆浴場・写真プリントなど)			
営業時間				
定休日(休館日)				
* サービス(特典) 内容	※「優待カード」の提示を受けた場合のサービス内容を記入して下さい。			
* サービス開始日	令和	年	月 日	
* PR内容  (店舗・施設からのお知らせ、 セールスポイントなど任意)  ※150字程度	ホームページ、SNS等：			
協力店認定ステッカー必要枚数	枚			
WEB公開希望時期	公開希望時期なし	希望あり	→(令和 年 月 日)以降	

注1：「\*」の項目(FAX及びメールアドレスは除く)は、県WEBページに掲載しますので御了承ください。

## 提出先一覧

店舗(施設)の所在地	提出先 (管轄愛知県保健所等)	連絡先
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	瀬戸保健所	電 話: 0561-82-2196 F A X: 0561-82-9188 E-mail: seto-hc@pref.aichi.lg.jp
春日井市、小牧市	春日井保健所	電 話: 0568-31-2188 F A X: 0568-34-3781 E-mail: kasugai-hc@pref.aichi.lg.jp
犬山市、江南市、岩倉市、大口町、 扶桑町	江南保健所	電 話: 0587-56-2157 F A X: 0587-54-5422 E-mail: konan-hc@pref.aichi.lg.jp
一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、 豊山町	清須保健所	電 話: 052-401-2100 F A X: 052-401-2113 E-mail: kiyosu-hc@pref.aichi.lg.jp
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	津島保健所	電 話: 0567-26-4137 F A X: 0567-28-6891 E-mail: tushima-hc@pref.aichi.lg.jp
半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	半田保健所	電 話: 0569-21-3341 F A X: 0569-24-7142 E-mail: handa-hc@pref.aichi.lg.jp
常滑市、東海市、大府市、知多市	知多保健所	電 話: 0562-32-6211 F A X: 0562-33-7299 E-mail: chita-hc@pref.aichi.lg.jp
碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 知立市、高浜市、みよし市	衣浦東部保健所	電 話: 0566-21-4778 F A X: 0566-25-1470 E-mail: kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp
岡崎市、西尾市、幸田町	西尾保健所	電 話: 0563-56-5241 F A X: 0563-54-6791 E-mail: nishio-hc@pref.aichi.lg.jp
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城保健所	電 話: 0536-22-2203 F A X: 0536-23-6358 E-mail: shinshiro-hc@pref.aichi.lg.jp
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	豊川保健所	電 話: 0533-86-3188 F A X: 0533-89-6758 E-mail: toyokawa-hc@pref.aichi.lg.jp
名古屋市 または 上記保健所の管轄区域をまたぐ 複数施設・店舗での申込・届出	愛知県 保健医療局 健康医務部 健康対策課 健康づくりグループ	電 話: 052-954-6269 F A X: 052-954-6917 E-mail: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

協力店申込一覧表

NO	店舗(施設)名	種別 (注)	郵便番号	所在地	電話	FAX	営業時間	定休日	サービス(特典)内容	サービス開始日	PR内容 (※150字程度)	協力店認定 ステッカー 必要枚数	WEB公開希望時期
(例)	あいち〇〇〇 〇〇〇店	1	000-0000	〇〇市〇〇町〇〇〇1-2-3	0000-11-2222	0000-22-3333	10:00~21:30	月曜日	1,000円(税込)以上のお買い上げで、ポイント2倍プレゼント。	令和2年10月1日	当店では、〇〇〇〇〇〇にこだわった〇〇料理を提供しております。 また、地元〇〇〇〇〇〇〇〇の恵みを活かし、〇〇〇〇も提供しています。ご来店お待ちしております。 <u>ホームページ、SNS等。</u>	2枚	公開時期希望なし/ 令和2年9月24日以降
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※必要に応じて、行を追加してください。

注:「種別」については、次のうち最もふさわしい番号を記入してください。

1. 飲食 2. 買物 3. スポーツ・レジャー 4. 生活関連サービス 5. 旅行 6. 学習 7. その他

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 長

あいち健康マイレージ協力店の認定について（通知）

令和 年 月 日 付けで申込のありましたことについては、下記のとおり認定します。

記

認 定 日	令和 年 月 日
協力店名称	
所在地	〒 -

（※上記店舗（施設）はじめ、 店舗（別紙のとおり）を協力店として認定します。）

協力店認定店舗一覧

NO	協力店名称	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

## あいち健康マイレージ協力店認定内容変更届出書

届出日： 令和 年 月 日

様

申込者

住所	〒 ー
企業(店舗)名等	
役職・担当者	
電話番号	
メールアドレス	

下記のとおり、あいち健康マイレージ協力店として認定を受けている内容を変更しますので、届け出ます。

記

記載項目	変更の有無	内容（変更なしの項目については記載不要）	
現在（変更前）の 認定店舗名（必須） ※複数ある場合は、別紙「内容変更届一覧表」に記載してください。	必須項目		
店舗（施設）名			
所在地		〒 ー	
電話番号			
サービス内容			
		※変更後のサービス提供（予定）日	令和 年 月 日
PR内容 (店舗・施設からのお知らせ、セールスポイントなど任意) ※150字程度		ホームページ、SNS等：	
WEB公開希望時期（必須）	公開希望時期なし	希望あり	→（令和 年 月 日）以降

注：上記項目のうち変更がある項目について、「変更の有無」に「○」を記入し、変更後の内容を記入して下さい。

注：協力店の内容を変更するときは、変更が生じる1か月前までに届け出てください。

## 提出先一覧

店舗(施設)の所在地	提出先 (管轄愛知県保健所等)	連絡先
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	瀬戸保健所	電 話: 0561-82-2196 F A X: 0561-82-9188 E-mail: seto-hc@pref.aichi.lg.jp
春日井市、小牧市	春日井保健所	電 話: 0568-31-2188 F A X: 0568-34-3781 E-mail: kasugai-hc@pref.aichi.lg.jp
犬山市、江南市、岩倉市、大口町、 扶桑町	江南保健所	電 話: 0587-56-2157 F A X: 0587-54-5422 E-mail: konan-hc@pref.aichi.lg.jp
一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、 豊山町	清須保健所	電 話: 052-401-2100 F A X: 052-401-2113 E-mail: kiyosu-hc@pref.aichi.lg.jp
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	津島保健所	電 話: 0567-26-4137 F A X: 0567-28-6891 E-mail: tushima-hc@pref.aichi.lg.jp
半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	半田保健所	電 話: 0569-21-3341 F A X: 0569-24-7142 E-mail: handa-hc@pref.aichi.lg.jp
常滑市、東海市、大府市、知多市	知多保健所	電 話: 0562-32-6211 F A X: 0562-33-7299 E-mail: chita-hc@pref.aichi.lg.jp
碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 知立市、高浜市、みよし市	衣浦東部保健所	電 話: 0566-21-4778 F A X: 0566-25-1470 E-mail: kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp
岡崎市、西尾市、幸田町	西尾保健所	電 話: 0563-56-5241 F A X: 0563-54-6791 E-mail: nishio-hc@pref.aichi.lg.jp
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城保健所	電 話: 0536-22-2203 F A X: 0536-23-6358 E-mail: shinshiro-hc@pref.aichi.lg.jp
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	豊川保健所	電 話: 0533-86-3188 F A X: 0533-89-6758 E-mail: toyokawa-hc@pref.aichi.lg.jp
名古屋市 または 上記保健所の管轄区域をまたぐ 複数施設・店舗での申込・届出	愛知県 保健医療局 健康医務部 健康対策課 健康づくりグループ	電 話: 052-954-6269 F A X: 052-954-6917 E-mail: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

内容変更届出一覧表

【変更前】

NO	現在の認定店舗名 (必須)	郵便番号	所在地	電話	サービス(特典)内容	サービス開始日	PR内容 (※150字程度)
(例)	あいち〇〇〇 〇〇〇店			0000-11-2222	1,000円(税込)以上のお買い上げで、ポイント2倍プレゼント。		当店では、〇〇〇〇〇にこだわった〇〇料理を提供しております。 また、地元〇〇〇〇〇〇の恵みを活かし、〇〇〇〇も提供しています。ご来店お待ちしております。
1							
2							
3							
4							
5							

※現在の認定店舗名及び変更のある項目についてのみ記入してください。

※必要に応じて、行を追加してください。

【変更後】

NO	店舗(施設)名 (必須)	郵便番号	所在地	電話	サービス(特典)内容	サービス開始日	PR内容 (※150字程度)	WEB公開希望時期
(例)	あいち〇〇〇 〇〇〇店			0000-55-6666	1,000円(税込)以上のお買い上げで、ポイント3倍プレゼント。	令和4年5月1日	当店では、〇〇〇〇〇にこだわった〇〇料理を提供しております。 また、地元〇〇〇〇〇〇の恵みを活かし、〇〇〇〇も提供しています。ご来店お待ちしております。 ホームページ、SNS等:	公開時期希望なし/ 令和4年5月1日以降
1								
2								
3								
4								
5								

※店舗・施設名、サービス開始日、WEB公開希望時期及び変更のある項目についてのみ記入してください。

※必要に応じて、行を追加してください。

様

長

## あいち健康マイレージ協力店認定内容変更届の受理について（通知）

令和 年 月 日 付けで届出のありましたあいち健康マイレージ協力店認定内容変更届について、  
下記のとおり受理したことをお知らせします。

## 記

受 理 日	令和 年 月 日	
協力店名称		
変更後内容	協力店 名称	
	所在地	〒 -
	電話番号	
	サービス (特典) 内容	
	※変更後のサービス提供開始日	令和 年 月 日
PR内容	ホームページ、SNS等：	

(※上記店舗（施設）はじめ、 店舗（別紙のとおり）にかかる届出を受理しました。)

協力店内容変更店舗一覧

【変更後】

NO	協力店名称	郵便番号	所在地	電話番号	サービス（特典）内容	サービス開始日	PR内容 (※150字程度)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## あいち健康マイレージ協力店認定解除届出書

届出日： 令和 年 月 日

様

届出者

住所	〒 ー
企業(店舗)名等	
役職・担当者	
電話番号	
メールアドレス	

下記のとおり、あいち健康マイレージ協力店の認定解除を届け出ます。

記

店舗(施設)名 ※店舗等が複数ある場合は、 別紙「認定解除届出一覧表」 に記載してください。	
所在地	〒 ー
解除(予定)日	令和 年 月 日
解除理由	※協力店の認定を解除する理由がございましたらご記入下さい。
WEB公開希望時期	公開希望時期なし 希望あり → (令和 年 月 日)以降

注：協力店の認定を解除するときは、解除(予定)日の1か月前までに届け出てください。

## 提出先一覧

店舗(施設)の所在地	提出先 (管轄愛知県保健所等)	連絡先
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	瀬戸保健所	電 話: 0561-82-2196 F A X: 0561-82-9188 E-mail: seto-hc@pref.aichi.lg.jp
春日井市、小牧市	春日井保健所	電 話: 0568-31-2188 F A X: 0568-34-3781 E-mail: kasugai-hc@pref.aichi.lg.jp
犬山市、江南市、岩倉市、大口町、 扶桑町	江南保健所	電 話: 0587-56-2157 F A X: 0587-54-5422 E-mail: konan-hc@pref.aichi.lg.jp
一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、 豊山町	清須保健所	電 話: 052-401-2100 F A X: 052-401-2113 E-mail: kiyosu-hc@pref.aichi.lg.jp
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	津島保健所	電 話: 0567-26-4137 F A X: 0567-28-6891 E-mail: tushima-hc@pref.aichi.lg.jp
半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	半田保健所	電 話: 0569-21-3341 F A X: 0569-24-7142 E-mail: handa-hc@pref.aichi.lg.jp
常滑市、東海市、大府市、知多市	知多保健所	電 話: 0562-32-6211 F A X: 0562-33-7299 E-mail: chita-hc@pref.aichi.lg.jp
碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 知立市、高浜市、みよし市	衣浦東部保健所	電 話: 0566-21-4778 F A X: 0566-25-1470 E-mail: kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp
岡崎市、西尾市、幸田町	西尾保健所	電 話: 0563-56-5241 F A X: 0563-54-6791 E-mail: nishio-hc@pref.aichi.lg.jp
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城保健所	電 話: 0536-22-2203 F A X: 0536-23-6358 E-mail: shinshiro-hc@pref.aichi.lg.jp
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	豊川保健所	電 話: 0533-86-3188 F A X: 0533-89-6758 E-mail: toyokawa-hc@pref.aichi.lg.jp
名古屋市 または 上記保健所の管轄区域をまたぐ 複数施設・店舗での申込・届出	愛知県 保健医療局 健康医務部 健康対策課 健康づくりグループ	電 話: 052-954-6269 F A X: 052-954-6917 E-mail: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

認定解除届出一覧表

NO	店舗(施設)名	郵便番号	所在地	解除(予定)日	解除理由	WEB公開希望時期
(例)	あいち〇〇〇〇 〇〇〇店	000-0000	〇〇市〇〇町〇〇〇1-2-3	令和2年2月29日	令和2年3月末をもって閉店するため。	公開時期希望なし/ 令和2年2月22日以降
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必要に応じて、行を追加してください。

様

長

あいち健康マイレージ協力店認定解除届の受理について（通知）

令和 年 月 日 付けで届出のありましたあいち健康マイレージ協力店認定解除届について、  
下記のとおり受理したことをお知らせします。

記

受 理 日	令和 年 月 日
協力店名称	
所在地	〒 -

（※上記店舗（施設）はじめ、 店舗（別紙のとおり）にかかる届出を受理しました。）

協力店解除店舗一覧

NO	協力店名称	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		



あいち健康マイレージ事業  
【実施計画書】

市町村名	
担当部署	
担当者名	
連絡先	電話 ( ) -

事業名	
事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
対象者	
マイレージ (ポイント) 獲得方法	
マイレージ事業 啓発(周知)方法	
チャレンジシート 配布方法・場所	
優待カード交付条件	
優待カード交付方法	
Web ページ	https://
記者発表(予定)日	令和 年 月 日 ( )

その他		※市町村独自の特典等、特筆すべき事項があれば記入してください。
事業スケジュール(予定)	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

※啓発チラシやチャレンジシートなどを作成後、参考に4部(県分2部、県保健所分2部)送付してください。

令和 年度 ～ 月分 あいち健康マイレージ事業  
【実施状況報告書】

市町村名	
------	--

事業名	
-----	--

実施期間		から	
------	--	----	--

対象者	
-----	--

紙の 「優待カード」 交付枚数	0枚
-----------------------	----

上記交付枚数の内訳

(単位：枚)

年代	男性	女性	不明	合計
10代以下				0
20代				0
30代				0
40代				0
50代				0
60代				0
70代以上				0
不明				0
合計	0	0	0	0

※【報告期限】

実施要綱第 8 の 3 に記載の期日に県保健所を經由して県へ報告してください。

※アプリ上で交付した優待カードについては、様式 6 - 2 で報告してください。



令和 年度 ~ 月分 あいち健康マイレージ事業  
【実施状況報告書（アプリ版）】

市町村名	
------	--

事業名	
-----	--

実施期間		から	
------	--	----	--

対象者	
-----	--

電子媒体の 「優待カード」 交付枚数	0枚
--------------------------	----

上記交付枚数の内訳

(単位：枚)

年代	男性	女性	不明	合計
10代以下			-	0
20代			-	0
30代			-	0
40代			-	0
50代			-	0
60代			-	0
70代以上			-	0
不明	-	-	-	0
合計	0	0	0	0

※【報告期限】

実施要綱第 8 の 3 に記載の期日に県保健所を經由して県へ報告してください。

※この様式はアプリ上でカードを交付した場合のみ記入してください。



依頼日：令和 年 月 日

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長 殿

あいち健康マイレージ事業における優待カードの送付について(依頼)

下記のとおり、あいち健康マイレージ事業の優待カードを送付して下さい。

記

1 送付希望枚数\*

枚

(保有枚数 枚：依頼日現在)

\* 送付希望枚数は100枚単位で記入してください。(例：500枚、1,200枚)

2 郵送先

〒	
住所	
所属	

※郵送先住所には課名まで記入してください。

(例：〇〇市〇〇町〇〇1番2 〇〇市保健センター 健康増進課)

※ 健康対策課室での受け取りが可能な場合、その旨ご記載ください。

所属  
担当者  
電話  
E-mail